令和２年３月吉日

お客さま各位

「各種規定」改定のお知らせ

日頃は、松本信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、令和２年４月施行の民法改正を踏まえ、各種規定を改定することとしましたのでお知らせします。

改定後の各種規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

なお、改定後の各種規定は、当金庫ホームページ「各種規定集」からご覧いただけます。また、書面での交付をご希望のお客さまは、窓口までお申し付けください。

記

１．改定日

令和２年４月１日（水）

２．改定する各種規定

(1) 流動性関連規定集

①　普通預金規定　②　決済用普通預金規定　③　当座預金規定
④　貯蓄預金規定　⑤　納税準備預金規定

(2) 定期性預金関連規定集

①　総合口座規定　②　定期預金規定　③　積立定期預金規定
④　定期積金規定　⑤　通知預金規定

(3) 財形預金規定集

①　一般財形規定　②　年金財形規定　③　住宅財形規定

(4) カード関連規定集

①　カード規定　②　法人カード規定　③　デビットカード取引規定
④　ペイジー規定　⑤　ローンカード規定

(5) 為替関連規定集

①　振込規定　②　代金取立規定

(6) その他規定集

①　夜間金庫規定　②　貸金庫規定

３．改定内容

(1) 各種規定変更時の周知方法について追加いたしました。

(2) 定期預金について、満期日前解約の制限について明確化いたしました。

(3) 預金者の成年後見人等について、補助・保佐・後見が開始された場合の届出を明確化いたしました。

以 上

松本信用金庫